

第2期近江八幡市放課後子ども総合プラン行動計画

近江八幡市教育委員会

近江八幡市

第2期近江八幡市放課後子ども総合プラン行動計画

令和7年4月
近江八幡市教育委員会
近江八幡市

1 行動計画の策定にあたって

放課後児童対策においては、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができる場所の充実に向けて取り組んでいるところです。

平成26年7月に文部科学省及び厚生労働省により「放課後子ども総合プラン」が、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施・推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等について進めることとされました。

このような中、本市として、放課後児童対策を計画的に推進する観点から、令和4年4月に「第1期近江八幡市放課後子ども総合プラン行動計画（以下「第1期計画」という。）」を策定しました。

今般、第1期計画の計画期間が令和6年度末をもって終了するにあたり、引き続き、放課後子ども教室と放課後児童クラブの充実を図り、本市における放課後児童対策を円滑かつ効果的に推進するため、「第2期近江八幡市放課後子ども総合プラン行動計画」を策定します。

○本計画の位置付け

「令和6年度以降の放課後児童対策について（通知）」（令和6年3月29日付けこ成環第116号・5教地推第179号こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長）に基づく自治体における計画とし、近江八幡市第1次総合計画、第2期近江八幡市教育振興基本計画、第3期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画及びその他関連計画との整合を図るものとします。

○放課後子ども教室＜文部科学省＞

子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動等を行う。

○放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）＜こども家庭庁＞

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(1) 行動計画の目的

本市において、放課後子ども教室及び放課後児童クラブについて、それぞれの事業充実に向けて、相互に連携しながら取り組んでいきます。

(2) 行動計画の期間

行動計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

2 放課後子ども教室及び放課後児童クラブの状況と整備目標

(1) 放課後子ども教室

放課後子ども教室の実施にあたっては、地域の協力を得ながら、実施校それぞれの実情に応じ、学習支援活動やスポーツ・文化活動、地域の大人や異年齢との交流等、放課後等における子どもたちの多様な体験や活動を実施しています。各校の内容充実に向けては、地域独自の工夫と特色を生かして取り組み、必要に応じ、相互に他の取組を参照しながら、さらなる充実につなげます。

また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等において、地域の実情を踏まえながら放課後子ども教室の推進に関する協議を取り扱うものとします。それぞれの小学校の学校運営協議会は、学校関係者のほか、保護者代表や地域住民等、子どもの安全安心な居場所づくりに関係する委員で構成するものとし、子どもたちや保護者、地域の実情に合った子どもの居場所づくりについて話し合いを進め、充実を図ります。

【実施する小学校の一覧】

	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
八幡小学校					
島小学校					
沖島小学校					
岡山小学校					
金田小学校					
桐原小学校					
桐原東小学校					
馬淵小学校					
北里小学校					
武佐小学校					
安土小学校					
老蘇小学校					
教室の設置数	12校				

【各小学校の実施内容（計画）】

	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
八幡小学校	宿題、自主学習、自然体験、カルタ等				
島小学校	学習支援等				
沖島小学校	太鼓練習、宿題、自主学習、学習支援等				
岡山小学校	学習支援（古典、算数につながる学習）等				
金田小学校	宿題、自主学習、ニュースポーツ、防災学習等				
桐原小学校	宿題、自主学習、読書活動、子ども食堂連携				
桐原東小学校	宿題、自主学習、ニュースポーツ、読書等				
馬淵小学校	昔遊び、読み聞かせ、宿題、昔遊び等				
北里小学校	学習支援、陸上教室、ニュースポーツ、漢字検定等				
武佐小学校	宿題、ふるさと学習、子ども食堂連携				
安土小学校	学習支援、スポーツ教室等				
老蘇小学校	宿題、自主学習、漢字検定等				

（２）放課後児童クラブ

沖島小学校区を除く全ての小学校区を基本的な提供区域とし、令和７年度当初、３８支援単位の放課後児童クラブが事業を実施しています。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

		小学校区計				
		R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
量 の 見 込	合 計	1, 5 3 8	1, 5 4 7	1, 5 5 3	1, 5 5 9	1, 5 4 6
	(低学年)	1, 0 4 3	1, 0 7 0	1, 0 7 9	1, 0 5 2	1, 0 3 2
	(高学年)	4 9 5	4 7 7	4 7 4	5 0 7	5 1 4
確保方策		1, 5 9 9	1, 5 9 9	1, 5 9 9	1, 6 5 9	1, 6 5 9

３ 行動計画

（１）放課後子ども教室及び放課後児童クラブの連携による実施に関する具体的な方策

放課後子ども教室及び放課後児童クラブの連携した実施にあたっては、各校や地域の実情を踏まえながら、近江八幡市放課後子ども総合プラン推進協議会、各小学校の学校運営協議会等で検討を行い、内容の企画・運営について両事業の従事者及び参画者が情報共有を図り、児童の参加について調

整等を行います。

その際は、放課後子ども教室の地域学校協働活動推進員と放課後児童クラブの従事者が連携して活動計画等についての協議を行います。

(2) 放課後子ども教室及び放課後児童クラブの連携型及び校内交流型による実施に関する具体的な方策

同一の小中学校区内で両事業を実施する場合は、すべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、学校や地域の実情のほか、小学校やコミュニティセンター等の近接状況を勘案しながら調査研究等を行い、事業実施に向けて取り組んでいきます。

なお、安土小学校区においては、小学校、コミュニティセンター、放課後児童クラブ等の一体的整備に合わせ、当該エリア内におけるコミュニティセンターの活用等による事業実施について検討していきます。

(3) 小学校との連携及び小学校の余裕教室及び特別教室等の活用に関する具体的な方策

放課後の児童の安全で安心できる居場所づくりとして、各小学校の実情を踏まえた連携を進めていくとともに、小学校の余裕教室及び特別教室等の活用実施にあたっては、学校関係者と連携し、学校施設の利用促進についての取組を進めていきます。

また、余裕教室の活用、特別教室、体育館、校庭、学校図書館の一時利用に係る問題点等の解決に向けて、教育委員会と福祉部局が協力し、現状を把握しながら取り組みます。

(4) 放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施に係る担当課の具体的な連携に関する方策

本計画の実施に向けて、放課後子ども教室担当課と放課後児童クラブ担当課が連携し、情報の共有を図るとともに、希望する全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できる環境の整備、事業についての学校現場における理解・協力の促進に向けた取組等を進めます。

(5) 従事者・参画者の確保に関する方策

今後、放課後児童クラブの運営及び放課後子ども教室の充実にあたっては、これらの事業の担い手として、大学生を含む地域ボランティアや定年退職者等、多様な地域人材の持続的な確保が重要であるとともに、特別な支援を必要とする児童の受入れ等への対応や、両事業の児童が共通して参加できる活動プログラムの企画・運営への対応が求められており、従事者・参画者の情報共有が重要です。したがって、豊かな経験等を有する地域の人材の効果的な活用に努めるとともに、両事業の従事者・参画者が一定の知識・技能を有し、各事業において上記の課題等に適切に対応するため、情報共有する場を設けるよう努めます。

(6) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブの利用要件がある中で、障がいのある児童や虐待・いじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童等、特別な配慮を必要とする児童の放課後児童クラブ等の利用希望が増えていくことが想定されます。こうした特別な配慮を必要とする児童への対応については、児童が安心して過ごすことができるようにすることが重要です。放課後児童クラブが、放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、以下「運営指針」という。）に基づ

く適切な支援を行えるよう、市及び放課後児童クラブ運営事業者等において、積極的に必要な研修を行います。

また、放課後児童クラブや放課後子ども教室の支援員等が情報交換・情報共有を行う等の密接な連携・協力を努める必要があります。

(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

開所時間については、運営指針に基づき、放課後児童クラブごとに、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻、子どもの放課後の状況や1日の生活等、地域の実情を考慮して設定するよう努めます。

(8) 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図るという放課後児童クラブの役割を一層向上させるための方策とそのための育成支援の内容について、利用者や地域住民へ周知するための方策

放課後児童クラブの役割を一層向上させるため、運営指針に基づく育成支援を行うとともに、運営内容の評価を行います。

また、日頃から、保護者との密接なコミュニケーションを図ることにより、育成支援の内容を伝えとともに、運営内容の評価を保護者や地域住民等に公表するよう努めます。

(9) 民間サービス等を活用した多様なニーズへの対応の方策

児童の豊かで健全な放課後の活動を保障し、多様なニーズに応えていくため、公的な基盤整備に加えて、地域における民間サービスやボランティア活動等を組み合わせていくことも視野に入れながら、多様なプログラム等の創出による活動の充実を図ります。

また、放課後子ども教室では、社会総掛かりで子どもの育ちを支える観点から、多様な地域住民等の一層の参画促進を図るとともに、民間教育事業者やスポーツ・文化芸術団体等の地域人材の参画についても促進に努めます。

4 推進体制

「近江八幡市放課後子ども総合プラン推進協議会」を設置し、本計画の進捗状況の確認、地域の実情に応じた効果的な放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施及び充実に関する意見交換や情報共有、検討する場とします。